

農業に対する事業税・事業所税の非課税

《事業税・事業所税》

1. 適用の対象者

農業者 ※

※ 事業税については、個人の行う特定の事業及び法人の行う事業が課税対象となります。また、事業所税については、政令指定都市等の指定都市において、事業所で事業を行う者が課税の対象となります。

2. 特例の内容

【事業税】

原則として農業者（個人、農事組合法人である農地所有適格法人）に対する事業税は非課税。

【事業所税】

原則として農業者が直接生産の用に供する一定の施設（農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎、家畜飼養管理用施設、農舎、農産物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ及びきのこと栽培施設）については非課税となるため、課税標準から差し引いて税額を算出。

資産割	=	事業所床面積	-	左のうち非課税に係るもの等	×	1m ² につき600円
従業者割	=	従業者給与総額			×	従事者給与総額 の0.25/100

お問合せ先 農林水産省経営局経営政策課税制・年金G
(代表) 03-3502-8111 (内線) 5152
(直通) 03-6744-0576